

日本婦人科腫瘍学会 専門医制度規則指定修練施設認定施行細則

第1章 総 則

第1条 日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則の指定修練施設認定の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 委員会

第2条 施設認定委員は委員長および委員10名以内とする。

第3条 施設認定委員会は、次の要項に従って行う。

- (1) 委員会の成立は、委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は、委員長が作成し、委員長および出席者代表2名が署名し、事務所に保管する。
- (4) 委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第3章 指定修練施設の認定

第1節 審査と認定

第4条 施設認定委員会は、毎年、指定修練施設の認定業務に関する要項を決定し、機関誌および会告その他によって通達する。

第5条 施設認定委員会は、指定修練施設の申請資格および登録施設の適否を審査する。

第6条 施設認定業務は、申請の行われた年の学術集会の理事会までに完了しなければならない。

第2節 指定修練施設の申請

第7条 指定修練施設の認定を申請する施設は、申請を受けようとする年の5月31日までに必ず到着するよう、指定修練施設認定申請書を提出しなければならない。

第8条 指定修練施設

指定修練施設は、2018年度以後には指定修練施設Aおよび指定修練施設Bに分けられる。2018年度以後に修練を開始した修練医は、指定修練施設Aにおける12ヶ月以上の修練を必要とする。

(1) 2018年度以後、指定修練施設Aは、次の各号に定めるすべての要件を満たさなければならない。

- 1) 婦人科腫瘍全般を対象とする施設であること。
- 2) 修練カリキュラムに則り、十分な診療経験を得るに必要な数の婦人科浸潤がん症例（過去3年間の平均症例数が年40症例程度）があること。
- 3) 指導者たる婦人科腫瘍指導医または暫定指導医が1人以上常勤していること。
- 4) 放射線治療専門医（日本放射線腫瘍学会・日本医学放射線学会認定）が常勤していること、放射線治療の新患数が年間100例以上であること。
- 5) 日本病理学会認定病理専門医（病理専門医）が週3日以上勤務し、術中迅速病理診断が可能な体制であること。定期的な婦人科腫瘍に関する病理カンファレンスを行っていることが望ましい。
- 6) 消化器外科や泌尿器科の研修ができる体制にあること。

- 7) 集学的ながん治療を行うための機器が整備されていること。
 - 8) 施設 IRB (Institutional Review Board: 倫理委員会, 治験審査委員会など) が機能していること。
 - 9) 臨床研究を行う体制が整っていること。
 - 10) 教育行事の開催および研究発表がされていること。
 - 11) 婦人科腫瘍に関する研究業績を毎年振り返り, データとしてまとめていること。
 - 12) 日本産科婦人科学会腫瘍委員会登録を行っていること。
 - 13) 院内がん登録の体制が整っていることが望ましい。
- (2) 2018 年度以後, 第 8 条第 1 項で定められた要件を全ては満たさない施設で, 次の各号に定めるすべての要件を満たせば指定修練施設 B と認定する。
- 1) 婦人科腫瘍全般を対象とする施設であること。
 - 2) 修練カリキュラムに則り, 十分な診療経験を得るに必要な数の婦人科浸潤がん症例 (前年度の症例数あるいは過去 3 年間の平均症例数が年 40 症例程度) があること。
 - 3) 指導者たる婦人科腫瘍専門医が 1 人以上常勤していること。
 - 4) 日本病理学会認定病理専門医 (病理専門医) が週 3 日以上勤務し, 術中迅速病理診断が可能な体制であること。定期的な婦人科腫瘍に関する病理カンファレンスを行っていることが望ましい。
 - 5) 消化器外科や泌尿器科の研修ができる体制にあること。
 - 6) 施設 IRB (Institutional Review Board: 倫理委員会, 治験審査委員会など) が機能していること。
 - 7) 臨床研究を行う体制が整っていること。
 - 8) 教育行事の開催および研究発表がされていること。
 - 9) 婦人科腫瘍に関する研究業績を毎年振り返り, データとしてまとめていること。
 - 10) 日本産科婦人科学会腫瘍委員会登録を行っていること。
 - 11) 院内がん登録の体制が整っていることが望ましい。
- (3) 2017 年度以前の指定修練施設は次の各号に定めるすべての要件を必要とする。
- 1) 婦人科腫瘍全般を対象とする病院であること。
 - 2) 修練カリキュラムに則り, 十分な診療経験を得るに必要な数の婦人科浸潤がん症例 (過去 3 年間の平均症例数が年 40 症例程度) があること。
 - 3) 指導者たる暫定指導医または婦人科腫瘍指導医が 1 人以上常勤していること。
 - 4) 放射線治療専門医 (日本放射線腫瘍学会・日本医学放射線学会認定) が常勤していること。ただし, 常勤の放射線治療専門医がいない場合は, 5 年間 (2013 年度から 2017 年度まで) の時限措置として以下の条件を満たせば認めるものとする。
 - ①放射線治療新患数が年間 100 例を超えること。②放射線治療専門医が週 1 日以上勤務し, 定期的な婦人科腫瘍に関するカンファレンスを行なっていること。
 - 5) 日本病理学会認定病理専門医 (病理専門医) が常勤していること。ただし, 常勤の病理専門医がいない場合は, 5 年間 (2013 年度から 2017 年度まで) の時限措置として以下の条件を満たせば認めるものとする。
 - ①細胞診専門医の資格を有する病理専門医が週 3 日以上勤務し, 定期的な婦人科腫瘍に関するカンファレンスを行なっていること。
 - 6) 消化器外科や泌尿器科の研修ができる体制にあること。
 - 7) 集学的ながん治療を行なうための機器が整備されていること。

- 8) 施設 IRB (Institutional Review Board: 倫理委員会, 治験審査委員会など) が機能していること.
- 9) 臨床研究を行なう体制が整っていること.
- 10) 教育行事の開催および研究発表がされていること.
- 11) 施設の業績集 (Annual Report) が発刊されていること.
- 12) 院内がん登録の体制が整っていることが望ましい.
- 13) 日本産科婦人科学会腫瘍委員会登録を行なっていること.

第 9 条 認定申請施設の申請内容および登録施設の報告内容に重大な虚偽が認められたときは, 専門医制度委員会および理事会の議を経て, 次に挙げる必要な措置を講ずるものとする.

- (1) 指導責任者に対する厳重警告または婦人科腫瘍専門医資格の停止などの措置.
- (2) 申請施設に対する厳重警告または申請資格の停止などの措置.

第 3 節 指定修練施設の年次報告

第 10 条 指定修練施設として登録した施設は, 修練施設要件の年次報告書を毎年 5 月 31 日までに到着するよう提出しなければならない. 認定条件を満たしている場合には認定継続, 満たしていない場合には認定取消とする. ただし, 一部の条件のみ満たしていない場合は, 条件を満たさなくなった時点より認定を保留とする. 保留の場合, 年度内に認定条件を満たした時点で, 再審査し, 認定を継続とする. それ以外は年度末の時点で, 条件を満たさなくなった時点より認定を取消とする.

なお, 年次報告を提出しない場合には, 認定条件を満たさないと判断する.

第 4 章 細則の変更

第 11 条 本施行細則は, 専門医制度委員会および理事会の議を経て, 改正することができる.

付 則

1. 本施行細則は, 平成 16 年 7 月 16 日から施行する.
2. 平成 17 年 12 月 8 日一部改正施行
3. 平成 19 年 6 月 28 日一部改正施行
4. 平成 20 年 4 月 25 日一部改訂施行
5. 平成 21 年 7 月 9 日一部改訂施行
6. 平成 22 年 7 月 7 日一部改訂施行
7. 平成 22 年 12 月 3 日一部改訂施行
8. 平成 23 年 7 月 21 日一部改訂施行
9. 平成 26 年 12 月 6 日一部改定施行
10. 平成 27 年 12 月 5 日一部改定施行
11. 平成 29 年 3 月 31 日一部改定施行
12. 平成 29 年 7 月 27 日一部改定施行

婦人科腫瘍専門医修練ガイドラインは, 学会ホームページ <http://www.jsgo.or.jp> の専門医制度, 規則, 細則参照